



長崎県公報

目 次

◎ 規 則	所管課(室)名
○指定居宅サービス事業者、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則	長 寿 社 会 課
◎ 公 告	
・特定計量器定期検査の実施	計 量 検 定 所
・落札者等	新 産 業 創 造 課
・漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧(2件)	漁 業 振 興 課
・土地改良区の設立の認可	農 村 整 備 課
・土地改良区の定款変更の認可	”
・都市計画の図書の縦覧(3件)	都 市 政 策 課
◎ 正 誤	
・令和3年5月28日付長崎県公報第11023号中	道 路 維 持 課

規 則

指定居宅サービス事業者、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和3年7月16日

長崎県知事 中村 法道

長崎県規則第72号

指定居宅サービス事業者、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則

指定居宅サービス事業者、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業者の指定等に関する規則(平成12年長崎県規則第19号)の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第1号の2中	「	所在地			
	申請者	名 称		を	
		代 表 者		印	」
	「	所在地			
	申請者	名 称		に改める。	
		代 表 者		」	
様式第2号及び様式第2号の2中	「	住所			
	開設者	(所在地)		を	
		氏 名			
		(名称及び代表者職・氏名)		印	」

「 開設者 住所
(所在地)
氏名
(名称及び代表者職・氏名) 」に改める。

様式第3号から様式第12号までの様式中「印」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公 告

特定計量器定期検査の実施（公告）

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和3年7月16日

長崎県知事 中村 法道

1 検査区分・実施区域・検査場所及び検査日時

平戸市

検査区分	実施区域	検査場所	検査日	検査時間
集合検査	度島地区	平戸市漁協度島支所	9月1日（水）	15時10分から15時30分まで
同 上	中部地区	平戸市ふれあいセンター （中部公民館）	9月2日（木）	10時から12時まで
	南部地区	平戸市多目的研修センター （南部公民館）		13時30分から15時30分まで
同 上	神浦地区	大島村公民館	9月3日（金）	10時から11時30分まで
	的山地区	的山地区活性化センター		12時30分から13時まで
同 上	生月町全地区	平戸市役所生月支所	9月7日（火）	10時から12時まで 13時から14時まで
同 上	田平町全地区	平戸市たびら活性化施設 ロビー	9月8日（水）	10時から12時まで 13時から14時まで
同 上	北部地区	未来創造館（ホール）	9月9日（木）	9時30分から12時まで 13時から15時30分まで
同 上	平戸市全地区	未来創造館（ホール）	9月10日（金）	9時30分から11時まで
所在場所 検査	計量器の所在の場所		8月30日から 9月30日まで 土曜・日曜 祝日は除く	10時から12時まで 13時から17時まで

2 検査の対象となる特定計量器

取引又は証明に使用する特定計量器

3 検査の実施機関

指定定期検査機関 （一社）長崎県計量協会

落札者等（公示）

落札者等について、次のとおり公示する。

令和3年7月16日

長崎県知事 中村 法道

1 特定役務の名称

令和3年度先端技術導入促進業務委託

- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
長崎県産業労働部 新産業創造課
〒850-8570 長崎市尾上町3番1号 電話 095-895-2525
- 3 契約方法
総合評価方式一般競争入札
- 4 落札決定日
令和3年6月10日
- 5 落札者
長崎市元船町17番1号
公益財団法人ながさき地域政策研究所 理事長 菊森 淳文
- 6 落札価格
27,500,000円（消費税及び地方消費税は含まない。）
- 7 入札公告日
令和3年4月30日
- 8 落札方式
最高総合評価点

漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（公告）

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により次の1のとおり事前届出があった。

なお、届出に係る指定漁船調書を次の2のとおり縦覧に供する。

令和3年7月16日

長崎県知事 中村 法道

- 1 届出事項
 - (1) 発起人の住所及び氏名
長崎県南松浦郡新上五島町小串郷249番地4
早瀬川 義昭
長崎県南松浦郡新上五島町曾根郷1031番地
橋口 新
 - (2) 加入区
新魚目町加入区
 - (3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
新魚目町漁業協同組合
- 2 指定漁船調書の縦覧
 - (1) 縦覧期間
公告の日から15日間
 - (2) 縦覧場所
長崎県南松浦郡新上五島町小串郷422番地6
新魚目町漁業協同組合

漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（公告）

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により次の1のとおり事前届出があった。

なお、届出に係る指定漁船調書を次の2のとおり縦覧に供する。

令和3年7月16日

長崎県知事 中村 法道

- 1 届出事項
 - (1) 発起人の住所及び氏名
長崎県南松浦郡新上五島町有川郷898番地
石田 和広

長崎県南松浦郡新上五島町有川郷197番地12

荒木 逸磨

(2) 加入区

有川町加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

有川町漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から15日間

(2) 縦覧場所

長崎県南松浦郡新上五島町有川郷382番地13

有川町漁業協同組合

土地改良区の設立の認可（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第10条第1項の規定により、次の土地改良区の設立を認可した。

令和3年7月16日

長崎県知事 中村 法道

土地改良区名 木田土地改良区
認可年月日 令和3年6月2日

土地改良区の定款変更の認可（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款変更（令和3年3月23日総会議決）を認可した。

令和3年7月16日

長崎県知事 中村 法道

土地改良区名 原山土地改良区
認可年月日 令和3年7月8日

都市計画の図書の縦覧（公告）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和3年7月16日

長崎県知事 中村 法道

1 都市計画の種類及び名称

長崎都市計画用途地域（諫早市決定）

2 縦覧場所

長崎県土木部都市政策課及び長崎県県央振興局

都市計画の図書の縦覧（公告）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和3年7月16日

長崎県知事 中村 法道

1 都市計画の種類及び名称

長崎都市計画特別用途地区（諫早市決定）

2 縦覧場所

長崎県土木部都市政策課及び長崎県県央振興局

都市計画の図書の縦覧（公告）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による都

市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和3年7月16日

長崎県知事 中村 法道

- 1 都市計画の種類及び名称
長崎都市計画地区計画（久山臨海地区計画） （諫早市決定）
- 2 縦覧場所
長崎県土木部都市政策課及び長崎県県央振興局

正 誤

令和3年5月28日付長崎県公報第11023号中誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	誤	正
2957	26	18.0～35.3	9.0～17.6

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通表
(八二四)
二一一一
二一一四

印刷所
長崎市樺島町八番十二号

株式会社
寺クイックプリント
田宏弥